規制の新設に関する事前評価書 <温泉法の一部を改正する法律案に基づ〈規制の新設>

| 規制の名称 | 温泉成分の定期的な分析の義務付け |
|-------------|--|
| 担当部局 | 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号: 03-5521-8280 e-mail:shizen-seibi@env.go.jp |
| 評価実施日 | 平成19年3月20日 |
| 政策目的 | 温泉の入浴者等に対し、温泉の成分について正確な情報を提供するため。 |
| 規制の内容 | 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに登録分析機関による温泉成分分析を受け、その結果に基づき温泉成分等の掲示の内容を変更しなければならないこととする。なお、掲示内容を変更しようとするときは、現行法で既に、その内容を都道府県知事に届け出なければならないこととなっている。 |
| | 根拠条文等: 温泉法第18条第3項 |
| | 温泉施設には温泉成分の分析結果の掲示が義務付けられているが、法律上、その分析結果はどれほど古いものでもよいこととなっている。 一方、温泉成分は年月の経過とともに後々に変化することが判明しており、古い分析結果では現時点での成分を正確に表していない可能性がある。そのため、従来より、概ね 10年ごとに再分析を行うことが望ましい旨の指導を行ってきたが、平成18年4月現在、全体の約38%の施設で10年以上経過した分析結果が掲示されており、義務付けによらな い行政指導では、再分析の徹底は限界がある。 したがって、入浴者等に対し現時点での成分により近い情報を提供するため、温泉成分の定期的な分析及びその結果に基づく掲示内容の変更を義務付ける必要がある。 |
| 期待される効 果 | 入浴者等に対して、現時点での温泉成分により近い情報が提供されることとなる。 入浴者等にとって、それほど古〈ない分析結果が掲示されていることで、温泉に関する情報提供に対する信頼が高まる。 |
| 想定される負 担 | [温泉利用事業者の負担] 分析に要する費用は10万円程度であり、これが温泉利用事業者(旅館、公衆浴場等)の負担となる。なお、定期的な分析の期間は政令で10年ごとと定めることを想定しており、1年間当たりにすると1万円程度の負担となる。また、掲示の件数は全国で約3万4千件、同一の分析結果を複数の掲示で共有しているケースもあることから、再分析の件数は10年間で2~3万件と想定される。したがって、全国の温泉利用事業者の負担の総額で見ると、10年間で20~30億円、1年当たり2~3億円と推定される。これに加え、分析結果に沿った掲示内容の変更及びその都道府県への届出の負担が生ずるが、分析結果として分析機関から受領した紙そのものを掲示し、届け出ることで足りるため、負担は僅少と考えられる。 【行政の負担】 都道府県及び保健所を設置している市(実務を行っているのは保健所)に、掲示内容の変更届出の受理事務、その届出を行うよう温泉利用事業者を指導する事務が生ずる。なお、保健所と温泉利用事業者の間では、通常より旅館業法や公衆浴場法に基づく指導がある程度の頻度で行われる関係にあり、温泉法に基づく指導をこれと同時に行うことで、追加的な負担は小さいものとすることが可能と考えられる。 |
| | 従来から行ってきた、法律による義務付けをせず、行政指導により分析の実施を促す手法では、再分析の徹底を図ることができなかった。 また、温泉利用の許可を一定期間ごとの更新制とすることで、更新の際に分析を実施させる手法も考えられる。この手法によっても分析の徹底を図ることはできるが、都道府県 に申請内容を審査する事務が生じ、それに伴い、都道府県は温泉利用事業者に手数料の負担を求めることが予測される。これらの都道府県及び温泉利用事業者の負担は、温 泉成分について正確な情報を提供するという観点からは不必要なものである。 よって、今回の改正内容のとおり、成分の定期的な分析及びその結果の掲示及び届出の義務付けにより対応することが適当である。 |
| 備考 | 「温泉行政の諸課題に関する懇談会」報告書及び中央環境審議会答申において、温泉成分の定期分析及びその分析結果に基づく掲示を義務付けるべきであるとされている。 |
| レビュー時期 | 平成24年9月末までに行う。 |